

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

1 基本方針

社会環境、経済環境が変化する中で、人口の減少・少子高齢化の傾向は常に進展しており、地域の支え合いの必要性は、住民生活を維持するうえでもますます高まっています。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により生活様式や働き方も著しい変化が生じ、既存の社会福祉制度では、対応困難な課題のある人がますます増加し、こうした人々を地域の力で支える「地域共生社会」の実現が重要課題と位置付けられています。

この「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉協議会のみならず地域の多様な組織が「連携・協働」を深め「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進しており、社会福祉協議会においても令和4年度から5年間を計画期間とする「湯梨浜町地域福祉活動計画」に基づき基本目標 {①みんなで支えあい、共に生きる地域づくり ②地域福祉を支えるしくみづくり ③共につながるネットワークづくり } を達成するため現状と方向性を検証しながら住民参画による地域社会、福祉のまちづくりを創出していきたいと考えています。

これらを実現するため、地域の福祉課題解決に取組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、必要な施策・事業の推進と、財政健全化による持続可能な基盤体制を構築していくことが必要であり、住民にとってなくてはならない社会福祉協議会となるよう積極的に活動を展開します。

2 理念及び目標

理 念 「一人ひとりが輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり」
ー公私協働による福祉コミュニティづくりー

基本目標

- (1) みんなで支え合い、共に生きる地域づくり
- (2) 地域福祉を支えるしくみづくり
- (3) 共につながるネットワークづくり

3 実施事務・事業

【総務福祉課】

(1) 法人の経営

- ① 理事会（年5回）・評議員会（年4回）・監査会（年2回）の開催
- ②内部金庫監査（年2回）

- ③正副会長会の開催(随時)
- ④定款及び諸規程の整備
- ⑤法人登記及び現況報告
 - *定款変更及び資産総額変更登記
 - *法人現況報告(HP掲載)
- ⑥職員業務経営会議(毎月2回)
- ⑦法令遵守、危機管理体制の徹底
- ⑧経営改革に係る組織及び事業の見直し
- ⑨社会福祉充実残額の算出及び社会福祉充実計画の策定(残額がある場合)
- ⑩各関係機関・団体との連絡調整

(2)人事・労務・衛生管理

- ①人事考課、評価制度の実施
- ②適正な労働時間の管理、年次有給休暇の取得促進(働き方改革)
- ③職員の健康管理、感染症予防の啓発と実践
- ④職場環境の整備(衛生推進者の設置、職場巡視月1回)
- ⑤男女共同参画推進企業及びイクボス宣言企業としての推進
- ⑥障がい者雇用の促進

(3)研修事業

- ①役員研修
 - *市町村役員セミナー、緑陰大学等研修の参加
- ②職員研修
 - *全体研修、業務別研修、階層別研修(初任者・中堅職員・管理的職員研修)
 - *人権教育、交通安全等の取り組み
 - *専門職員実務研修への参加
- ③職員資格取得及び更新の促進(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等)

(4)施設・備品管理

- ①経費節減への積極的な取り組み
- ②新型コロナウイルス感染予防に係る換気・消毒等の徹底
- ③保健福祉センター「つわぶき荘」の運営
 - 冷暖房設備修繕(吸収式冷温水機 燃焼系統修理工事)
- ④老人福祉センター東湖園の指定管理運営

(5)公用車の運行管理

- *しじみの郷送迎車1台更新

(6)町との連携

- *町・社協連絡調整会(毎月1回)
- *町地域ケア会議の参加
- *町ケアマネネットワーク会議の参加(毎月1回)

(7)契約事務、会計事務、庶務全般

(8)会費の理解・募集、寄付金の収受

(9)調査・啓発事業

- ①広報紙「ふくし湯梨浜」の発行
- ②ホームページによる情報発信、情報公表
- ③TCCや新聞等メディアの活用
- ④各種調査の実施（世帯類別調査等）

(10)地域福祉活動計画

第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）による事業推進

(11)相談・利用者支援事業

①『暮らしサポートセンター ゆりはま』の運営

生活に関する困りごとの総合的な相談窓口として、相談・利用者援助を一体的に行う。
また、新型コロナの影響により困窮状態が長期化している世帯に対し、引き続き伴走型の支援に取り組む。

<業務内容>

*ふれあい総合相談所の運営（町受託事業）

- 法律相談（年12回）
- 土地・財産相談（年4回）

*生活困窮者自立支援事業（町受託事業）

<自立相談支援事業>

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援する。

- 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐ
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発
- 支援調整会議の開催（随時）
- フードサポート事業

<家計改善支援事業> ※新規事業

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」・再生の計画・個別のプランを作成することにより家計の改善を図る。

- 家計管理に関する支援
- 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援

<就労支援事業> ※新規事業

安定した収入を得るためには就労が不可欠であり、個々の状況を把握して、適した就労へつながるよう支援する。

- 就労に関する相談や助言
- 関係機関への同行訪問
- 就労後の定着支援等のフォローアップ

*多機関の協働による包括的支援体制構築事業（町受託事業）

複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築する。

*えんくるり事業（県社協、社会福祉法人共催事業）

生活困難者に対する相談支援事業

深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事業に対応する。

*生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

○低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などへの相談と資金貸付

○コロナ特例貸付の償還に係る事務手続き及び相談の対応

*日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力が低下した高齢者、知的・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行い、地域で安心した生活ができるよう支援する。

○相談の受付、計画作成と支援サービスの提供

○生活支援員の登録及び研修会の実施

○内部審査、保管物件検査の実施

*成年後見（法人後見）事業 **※新規事業**

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、後見人等（法人後見）となることにより被後見人等の財産管理及び身上保護を行う。新たにこの事業を実施することで相談機能の充実と相談体制の整備を図る。

○成年後見に係る相談支援

○成年後見人等の受任

○運営委員会の開催（随時）

②苦情解決処理第三者委員会の開催

③意見箱の設置（つわぶき荘・東湖園・ハワイアロハホール・しじみの郷・ながせこども園）及び対応

(12)小地域福祉活動

①福祉推進員及び愛の輪協力員の設置・運営

②緊急連絡カードの設置

③地域福祉推進協議会の運営

④保健福祉会の支援

日常生活の不安や地域の複雑な課題をみんなの問題として捉えて話し合い、解決に向け地域で具体的な行動がとれるよう支援する。

・保健福祉会活動の推進（役員会等への職員派遣）

・見守り活動（一人暮らし高齢者世帯等）

・いきいきサロンの支援

- ・支え合いマップ（福祉・災害マップ）の新規・更新作成
- ⑤災害時要支援者対策促進事業（3自治会）
- ⑥災害時要支援者対策ステップアップ事業（2自治会）
- ⑦サロン世話人交流会等地域リーダーの養成・研修会の開催（年1回）
- ⑧生活支援体制整備事業（町受託事業）
 - 生活支援コーディネーターを地域ごとに配置（3名）し、生活に関する困りごとの把握及び対応。
 - 小地域福祉ネットワーク研修会の開催
- ⑨生活困窮者支援等のための地域づくり事業（町補助事業）

地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて地域福祉の推進を図ります。

 - 地域住民のニーズ・生活課題の把握
 - 地域住民の活動支援・情報発信等
 - 行政、地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
 - 地域コミュニティを形成する居場所づくり

(13)在宅福祉サービス事業

- ①ボランティアによる食事サービス
 - 羽合配食（毎週水曜日）利用登録者25名、ボランティア47名
 - 泊ふれあい給食（毎週火曜日）利用登録者5名、ボランティア19名
 - とうごう配食（毎週火曜日）利用登録者9名、ボランティア129名
- ②まごころ配食（毎日型）サービス事業（町補助事業）

食事作りが困難な高齢者、障がい者世帯等に対し、必要に応じ夕食を配食。

 - 登録者21件、延べ3,360食
- ③のりあいバス運行事業

高齢者世帯等を対象に、買物、通院等の移送。

毎週金曜日（町内全域）運行

 - 登録者32名
- ④地域リハビリ・レク事業の実施

ボランティアや職員（PT等）が指導者となり積極的に集落に出かけ、簡単なリハビリ指導やタオル体操・レクリエーションなどを実施し介護予防の効果を上げるよう努める。
- ⑤いこいの日事業（老人福祉センター東湖園）

社協版介護予防事業として、生きがいづくりや閉じこもり防止のため、軽スポーツ、レクリエーション、リハビリ体操、趣味活動などを実施する。

 - 登録者13名、毎週木曜日
- ⑥一人暮らし高齢者の集い
- ⑦一人暮らし高齢者への個別訪問（アウトリーチ）

職員が直接訪問することにより現状を把握するとともに、困りごとの早期発見、福祉サービスの情報提供等を行う。

(14)地域支援事業及び障害者総合支援事業等の受託・補助運営

①障がい者相談支援事業

それぞれの障がいや状態に応じた計画作成を行い、支給の申請を行う。また支給内容をもとにサービス利用や就労等の調整、支援を行う。

○登録予定数20名

②障がい者地域活動支援センター事業（みんなの家）

利用者が作業や野外活動、趣味活動、地域交流などの活動を通して、生きがいや楽しさを感じられるよう、一人ひとりの状況にあった支援を行う。

○登録者数10名、実施日数243日

③通学支援事業（町教育委員会受託）

羽合地域から泊小学校への通学支援（マイクロバスの運行）

(15)ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の場を地域へ広げ、町民が活動・交流する機会を提供する。

① ボランティアの登録・需給調整

② ボランティア情報の提供

③ ボランティア養成講座・ボランティアの集い開催

④ ボランティア団体の支援

(16)地域あんしんサービス「助さん」の運営

住民参加型福祉サービス（住民相互の助け合いによる有償サービス）「助さん」の啓発に努め、利用の拡大を図る。

○依頼会員63名、協力会員53名、利用予定回数50件

(17)福祉教育事業

地域や学校において積極的に福祉教育に取り組み、思いやりの心を育て、共に生きる地域づくりを推進する。

①福祉教育協力校の福祉活動支援（町内小・中・高等学校）

②町社会福祉大会の開催（期日：10月14日、会場：ハワイアロハホール予定）

③福祉体験学習の開催

○ボランティアスクール（参加者：30名）

○高齢者・車いす疑似体験等

(18)住民福祉援護事業

① 住民援護器具の貸し出し（祭壇、イベント用具等）

② 介護用具の貸し出し（車いす）

③ マイクロバスの運行

(19)当事者団体の事務局

①高齢者クラブ連合会

②身体障害者福祉協会

③三幸会（障がい者育成団体）

【在宅福祉課】

(1)在宅福祉課各種会議、研修会の開催

情報共有や事業所の課題とその解決策を協議し、サービスの質を高めるとともに業務負担軽減や効率的で働きやすい職場環境づくりの検討を行います。また、研修会や検討会を継続して開催し、職員のレベルアップに努め、法令遵守、危機管理、事故防止等適切に事業運営を行います。

①在宅福祉課会議

○開催回数：毎月2回

②各事業所業務検討会

○開催回数：毎月1回

③各事業所内部研修会

○必要に応じて随時

④在宅福祉課全職員研修会

⑤各事業所外部研修会

○参加回数：年間36回

(2)社協らしい介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施

介護報酬単価の引き下げ等により、事業収益増は期待できず事業運営が厳しいのが現状です。介護サービスは利用者や家族の生活を継続する上で欠かせないものとなっており、自立支援・介護予防の視点で個々のニーズに合った適切な「選ばれる・魅力あるサービス」の提供を行います。インフォーマルサービスを導入し、職員一人ひとりが利用者の想いに寄り添い、専門職として質の高いサービスを目指し、各関係機関と連携して、地域で支え合いながら在宅で安心して生活できるように支援していきます。

① 居宅介護支援事業

○居宅介護支援プラン件数：59件（月平均）

○介護予防プラン件数：10件（月平均）

○要介護認定調査件数：17件（年間）

② 通所介護（介護・総合）事業（泊・東郷）

泊通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所として家庭的な環境の中で利用者となじみの関係を構築し、地域のサロン等との交流やボランティア等地域住民の協力をいただきながら地域とのつながりを強化します。

東郷通所介護事業所は、介護予防の観点から理学療法士による個々の利用者に向けた

有効なリハビリを強化実施し、アクティビティ活動の充実を図り、ADL・IADLの維持向上に努めます。

(泊通所介護事業所)

○通所介護登録者数：11人

○総合通所介護登録者数：1人

(東郷通所介護事業所)

○通所介護登録者数：26人

○総合通所介護登録者数：14人

③小規模多機能型居宅介護(介護予防)事業 『しじみの郷』

地域密着型介護サービスの一翼を担い、利用者や家族のニーズに対応し、通い・訪問・宿泊のサービスで24時間365日切れ目なく暮らしを支えます。地域の方との交流や認知症の方への理解を深められるよう「カフェしじみ」を継続実施していきます。

また、他の小規模多機能型居宅介護事業所との交流を通して、情報交換や事業所としての研鑽を積み、サービスの質の向上に繋がります。

○登録者数：12人(要介護10人、要支援2人)

(3)障がい者総合支援事業の実施

障がい者が住み慣れた地域で生活するために、障害者総合支援法に基づき、関係機関との連携を図り、生きがいや楽しさを感じられる個別性を重視した細やかなサービス提供を行います。また、障がい者がスムーズに地域移行できるように関係機関との連携を図り、適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。

日中一時支援事業(泊・東郷障がい者デイサービス)

(泊デイサービス) 登録者：1人

(東郷デイサービス) 登録者：2人

(4)地域支援事業(町受託)

高齢者筋力向上トレーニング事業

特定高齢者で運動機能の低下がある方を対象とし、週2回・週1回・卒業者支援の筋力トレーニングを実施し、より効果的な介護予防事業を推進します。

○週2回登録者：64名

○週1回登録者：32名

○卒業登録者：32名

(5)利用者本位のサービス提供

① サービス満足度調査(年1回)の継続実施とサービスの質の向上

② リスクマネジメントの強化による業務改善の実施

③ インフォーマルサービスとの連携調整

(6)感染症や災害等への対応力強化

① 感染症等対応の事業継続計画(策定済)のもと、各事業所の感染対策の徹底を図るとともに、安心してサービスが継続できる体制を整える。

② 災害時等における事業継続計画(策定中)を完成し、災害時における避難確保が安

全安心に行え、サービスが継続できる体制を整える。

(7)人材確保と人材育成

- ① 研修会への積極的な参加と復命研修、事業所内研修の充実
- ② 資格取得勸奨（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等）

【ながせこども園】

《湯梨浜町教育保育理念》

「自律のめばえを育む保育をめざす」

《ながせこども園基本方針》

「一人一人の発達の道筋を重視し、しなやかな心と体を育て、自立から自律へと導いていく」

《ながせこども園教育・保育目標》

「心身ともに健やかでたくましく、豊かな感性と主体的に行動する力を育む」

(1)認定こども園（保育所型）の施設

- 教育認定（1号） 満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- 保育認定（2号） 満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども
- 保育認定（3号） 満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

(2)町受託運営

① ながせこども園 定員 140名

② 通常保育時間

- | | | |
|--------------|--------|--------------|
| ○教育認定（1号） | 教育標準時間 | 8時30分～15時30分 |
| ○保育認定（2号・3号） | 保育短時間 | 8時30分～16時30分 |
| | 保育標準時間 | 7時30分～18時30分 |

③特別保育事業

*延長保育（有料）

- | | | |
|--------------|--------|---------------|
| ○保育認定（2号・3号） | 保育短時間 | 7時00分～8時30分 |
| | | 16時30分～19時30分 |
| | 保育標準時間 | 7時00分～7時30分 |
| | | 18時30分～19時30分 |

*一時預かり事業（有料）

- | | | |
|-----------|--------|-------------------------|
| ○教育認定（1号） | 教育標準時間 | 7時00分～8時30分 |
| | | 15時30分～19時30分 |
| | | 土曜日・春休み・夏休み・冬休み（年末年始除く） |
| | | 7時00分～19時30分 |

*乳幼児保育・・・・・・・・・0歳児の乳幼児（概ね生後8週目）から入園可能。
*障がい児保育・・・・・・・・・専門機関と連携をとりながら、一人一人に適した支援を行う。

*一時保育・・・・・・・・・未就園児の冠婚葬祭や病気、出産などで緊急に子どもを預けたい家庭を対象に保育を行う。

*子育て支援・・・・・・・・○オープンデー

未就園の親子を対象に、園を開放し遊びの場を提供する。
また、子育ての悩みや相談に応じる。

○離乳食試食会

未就園の親子を対象に、園の離乳食の形状を見ていただき
試食していただく。

また、食事についての相談に応じる。

○子育てサロン

地域の子どもと親、祖父母などを対象に、子育てについての
情報交換や相談に応じる。

*休日・病児・病後児保育・・・・町が倉吉市の園・病院に委託。

(3)学校評価制の導入

*自己評価を行い教育・保育を振り返る。

評価評議員会で教育保育の評価を行い、より良い「こども園」運営を行っていく。

*小学校との接続や連携を深め、教育保育の充実を図る。

*職員の研修を深め、教育保育の質の向上を図る。

(4)具体的な取組

① 園評価

評価員・評議員合同会（年2回）・中間報告（年1回）重点目標によるクラス評価
・園公開・保護者アンケート（各行事、年度末）アンケート回答・職員の自己評価
（年2回）

②各会議と職員間の連携

職員会（月1回）園内研修（月1回） 全職員
代表者会（保育協議）・ケース会（事例研究）（月2回） 各クラス1名
以上児会・未満児会（各担任）・発達支援会議・研究推進だより発行

③教育関係者・外部講師・指導員による研修

町計画訪問・中部地区要請訪問・公開保育など

職員園内研修・・・・・・・・リズム運動・保育士スキルアップ研修など

園児・・・・・・・・英語・野球・音楽・絵本の読み聞かせ・命の話・将棋に
親しむなど

外部各研修会・・・・幼保合同研修会・県教育センター専門研修・就学前教育研修・
人権保育研修会・発達支援研修会・保育教諭研修会・感染症
食中毒防止研修会 他

④町内園との連携

園長会・園長・副園長会・ミドルリーダー還元研修（副園長）・人権保育担当者会・各年齢別研究会・食育検討会・献立委員会・羽合地域三園年長児交流会・就学前研修会公開保育

⑤小学校との連携

年長児引き継ぎ会・園小学校連絡会・小学校教諭園訪問・小学校5年生との交流・小学校1年生との交流・体験入学・発達支援児及び気になる子の移行支援会議（湯梨浜町放課後児童クラブとの引継ぎ）

⑥関係機関との連携

1. 加配園児の支援会議・病院受診・中部療育園受診同行
2. 障害福祉サービス事業の保育所等訪問支援の受け入れ

⑦家庭との連携・啓発

家庭訪問・コドモン（ITシステム）で家庭との連携を活用・おたより発行（月1回：園だより・クラスだより・人権保育だより・交通安全だよりなど）（年4回：保健だより）・子育て懇談・保育参加日及び給食試食会・保護者学習会・クラス会・ふれあいデー

⑧ 園児の健康・保健・安全

- 身体測定（毎月）・ふれあいデー（毎月）（ノーテレビ・早寝早起き朝ごはん・絵本の読み聞かせなど）
- 各検診 内科（年2回）・歯科（年1回）・尿検査（年1回）
- 避難訓練（火災・地震・風水害・不審者侵入・園外保育時）（月1回）
湯梨浜消防署（年1回）
- 交通安全教室（年4回）・長瀬駐在所・倉吉警察署

⑨ 地域社会との交流

高齢者（町内福祉施設、デイサービス利用者、地域高齢者）・更生保護女性会・地域ボランティア・他園児・小学生・中学生・高校生・大学生（ボランティア、学習交流を含む）・障がい児

⑩ 主な園行事

入園式・親子バス遠足・家族参加日・夏祭り（アロハまつり）・運動会・秋のピクニック・生活発表会・お楽しみ会・新年始まりの会・節分（春を迎える会）・ひなまつり会・おもいで遠足・おもいで会・卒園式など